

議案第 7号

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

平成30年3月29日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第1号

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

豊橋市教育委員会事務局処務規則（平成11年豊橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（職の設置）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 豊橋高等学校に事務長を、教育会館及び地下資源館に館長を、学校給食共同調理場に場長を、向山図書館に分館長を、文化財センター及び視聴覚教育センターに所長を置く。</p> <p>3（略）</p> <p>（職務）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 豊橋高等学校事務長、教育会館長、学校給食共同調理場長、向山図書館分館長、文化財センター所長、視聴覚教育センター所長及び地下資源館長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4～7（略）</p>	<p>（職の設置）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 豊橋高等学校に事務長を、教育会館及び地下資源館に館長を、学校給食共同調理場<u>（北部学校給食共同調理場を除く。）</u>に場長を、向山図書館に分館長を、文化財センター及び視聴覚教育センターに所長を置く。</p> <p>3（略）</p> <p>（職務）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 豊橋高等学校事務長、教育会館長、学校給食共同調理場長<u>（北部学校給食共同調理場長を除く。）</u>、向山図書館分館長、文化財センター所長、視聴覚教育センター所長及び地下資源館長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4～7（略）</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。